

様式第1 [第8条]

特定工場新設(変更)届出書(一般用)

代理人が届け出る場合は、届出者の名称・住所・代表社名及び代理人の名称・住所・代表者氏名を記載し押印すること。また、届出についての一切の権限を委任する旨の委任状を添付すること。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

碧南市長 殿

住所 愛知県〇〇市〇〇町〇〇番地
 届出者 氏名又は名称 〇〇株式会社
 代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇 (印)
 (担当者) 〇〇課 氏名
 (電話) 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

今回の届出に該当する法律条項以外は線で消すこと。

工場立地法第6条第1項(第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。)附則第3条第1項)の規定により、特定工場の新設(変更)について、次のとおり届け出ます。

1	特定工場設置の場所	愛知県〇〇市〇〇町〇〇番地(△△工場)			
2	特定工場における製品(加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類)	変更前		変更後	
		自動車部分品・付属品製造業 燃料コック(細分類 3113)		自動車部分品・付属品製造業 燃料コック(細分類 3113) 航空機・同付属品製造業 胴体部分(細分類 3149)	
3	特定工場の敷地面積	変更前	25,000㎡	変更後	29,000㎡
4	特定工場の建築面積	変更前	6,800㎡	変更後	8,800㎡
5	特定工場における生産施設の面積	別紙1のとおり			
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙2のとおり			
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置	別紙3のとおり			
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙4のとおり			
9	特定工場の新設(変更)のための工事の開始の予定日	造成工事等	平成18年3月20日		
		施設の設置工事	平成18年3月20日		
※	整理番号	※			
※	受理年月日	備			
※	審査結果	考			

敷地に変更がある場合は必ず記載すること。

工場で製造加工を行う製品名及び日本標準産業分類の4ケタ番号を記載すること。製品の変更の場合は、変更前、変更後に区分しそれぞれ記載すること。

・変更がない場合は、変更前に前回届出の面積を記載し、変更後に「変更なし」と記載すること。
 ・小数点以下は知り捨てること。

- 備考 1 ※印のらんには記載しないこと。
 2 6欄から8欄について、規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。
 3 法第6条第1項の規定による新設の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄(特定工場の設置場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとする場合は8欄を除く。)に記載すること。
 4 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄(特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとする場合は8欄を除く。)に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 5 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄及び9欄に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
 6 9欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあっては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあっては施設の設置工事の欄に、それぞれ該当する日を記載すること。
 7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とする。

様式 B

特定工場新設(変更)届出及び実施制限期間の短縮申請書(一般用)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

碧南市長 殿

住所 愛知県〇〇市〇〇町〇〇番地
届出者 氏名又は名称 〇〇株式会社
代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇 (印)
(担当者) 〇〇課 氏名
(電話) 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

工場立地法第6条第1項(第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。)附則第3条第1項)の規定により、特定工場の新設(変更)について、次のとおり届け出るとともに、工場立地法第11条第1項の期間の短縮方を申請します。

Table with 9 rows and multiple columns. Row 1: 特定工場設置場所 愛知県〇〇市〇〇町〇〇番地(△△工場). Row 2: 特定工場における製品(加工修理業に属するもの) 変更前 自動車部分品・付属品製造業 燃料コック(細分類 3113) 変更後 自動車部分品・付属品製造業 燃料コック(細分類 3113) 航空機・同付属品製造業 胴体部分(細分類 3149). Row 3: 特定工場の敷地面積 変更前 25,000㎡ 変更後 29,000㎡. Row 4: 特定工場の建築面積 変更前 6,800㎡ 変更後 8,800㎡. Row 5: 特定工場における生産施設の面積 別紙1のとおり. Row 6: 特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置 別紙2のとおり. Row 7: 工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置 別紙3のとおり. Row 8: 隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用 別紙4のとおり. Row 9: 特定工場の新設(変更)のための工事の開始の予定日 造成工事等 平成18年3月20日 施設の設置工事 平成18年3月20日. Bottom section: ※ 整理番号, ※ 受理年月日, ※ 審査結果, ※ 備考. A red box highlights: 実施制限期間の短縮後の工事開始予定日を記載すること。

- 備考 1 ※印のらんには記載しないこと。
2 6欄から8欄について、規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。
3 法第6条第1項の規定による新設の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄(特定工場の設置場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとする場合は8欄を除く。)に記載すること。
4 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄(特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとする場合は8欄を除く。)に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
5 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄及び9欄に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
6 9欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあっては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあっては施設の設置工事の欄に、それぞれ該当する日を記載すること。
7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

《注》法第8条第1項(変更)の届出で、今回、生産施設面積の変更がない場合は、この様式の提出は要しない。

特定工場における生産施設の面積

建築基準法施行令第2条第1項第2号の算定方法により、水平投影面積とすること。
※生産施設毎に小数点以下を切り捨てること。

セ-1-1 とセ-1-2とは別棟の建屋であるが、仕分上1単位の製造工場又は製造工程とみる。

既存の生産施設に新たな生産施設を500㎡増設する場合

1,000㎡の既存の生産施設を500㎡廃棄する場合

1,000㎡の生産施設を500㎡スクラップするとともに同一単位の生産施設を1,000㎡ビルドする場合

今回の届出で変更がない場合は記載を省略して差し支えない。

新たな生産施設を1,500㎡増設する場合

- 1.生産工程が工場建屋単位で独立している機械工場などの場合は、それぞれの工場建屋を一つの単位として取扱う。
- 2.生産施設単位に含まれる主要施設はセ-1-1、セ-1-2といった枝番号を付し、その面積を()内に記載すること。

セ-4、セ-5 の記載を省略した場合も合計欄には含める。

増減は、それぞれ延面積で表すこと

生産施設の名称	施設番号	面積(㎡)		増減面積(㎡)
		変更前	変更後	
第1製造工場 (機械プレス工場) (")	セ-1	1,000	1,500	+500
	(セ-1-1)	(600)	(900)	(+300)
	(セ-1-2)	(400)	(600)	(+200)
第2製造工場	セ-2	1,000	500	△500
第3製造工場	セ-3	1,000	1,500	△500
組立工場	セ-4	1,000	変更なし	+1,000
ボイラー室	セ-5	100	"	
航空機部品工場	セ-6	なし	1,500	+1,500
生産施設の面積の合計		4,100	6,100	△1,000 +3,000

《注》1 2以上の業種に属する特定工場はこの様式を提出すること。(1つの業種に属する特定工場については、この様式の提出は要しない。)
 2 今回の変更届出で変更のない生産施設については、記載を省略して差し支えない。
 3 共用施設(各業種で共用する生産施設たる用施設(ボイラー、コンプレッサー、ポンプ等))の生産施設面積は、それを使用している業種のうち準則値(敷地の面積に対する生産施設の割合)の厳しい方の生産施設に含めることとする。

特定工場の業種別生産施設面積一覧表

生産施設の名称	施設番号	生産施設の面積(m ²) (今回の変更面積)	製造製品名	業種の分類 (分類番号)	敷地面積に対する 生産施設の割合	既存の生産施設 用敷地計算係数
第1製造工場	セー1	1,500 (+500)	燃料コック	自動車部分品・付属 品製造業(3113)	65%	1.2
第2製造工場	セー2	500 (△500)	燃料コック	自動車部分品・付属 品製造業(3113)	65%	1.2
第3製造工場	セー3	1,500 (+1,000) (△500)	燃料コック	自動車部分品・付属 品製造業(3113)	65%	1.2
組立工場	セー4	1,000	燃料コック	自動車部分品・付属 品製造業(3113)	65%	1.2
ボイラー室	セー5	100	燃料コック	自動車部分品・付属 品製造業(3113)	65%	1.2
航空機部品工場	セー6	1,500 (+1,500)	航空機胴体部品	その他の航空機部 品・補助装置製造 業(3149)	65%	—

《注》法第8条第1項(変更)の届出で、今回、環境施設の面積及び配置の変更がない場合は、この様式の提出は要しない。

特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

今回の届出で変更がない場合は記載を省略して差し支えない。

1. 緑地及び環境施設の面積

区画毎に小数点以下は切り捨てること

緑地の位置を変更する場合

緑地(様式第1備考2で区別することとされた緑地を除く。)の名称		施設番号	面積 (㎡)		
			変更前	変更後	増減
樹林地	北側周辺部	リ-1	1,400	2,800	+1,400
高低木混植地	西側周辺部	リ-2	300	400	+100
低木地	正門の周り	リ-3	100	100	+100、△100
樹木・芝混植地	駐車場周辺部	リ-4	450	変更なし	
花壇	研究所前	リ-5	50	100	+50
緑地面積(様式第1備考2で区別することとされた緑地を除く。)の合計 (A)			2,300	3,850	+1,650、△100
様式第1備考2で区別することとされた緑地の名称		施設番号	面積 (㎡)		
芝生地		リ-6	なし	550	+550
様式第1備考2で区別することとされた緑地の面積の合計 (B)			なし	550	+550
緑地面積の合計 (C=A+B)			2,300	4,400	+2,200、△100
緑地以外の環境施設の名称		施設番号	面積 (㎡)		
テニスコート		カ-1	1,000	変更なし	
広場		カ-2	なし	500	+500
緑地以外の環境施設の面積の合計 (D)			1,000	1,500	+500
環境施設の面積の合計 (C+D)			3,300	5,900	+2,700、△100

増減の欄は、それぞれ延面積で表すこと。

2. 環境施設の配置

	変更前	変更後	増減
敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号	リ-1~リ-4、カ-1	左欄と同じものにリ-6、カ-2を追加	
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計	3,250	5,800	+2,650、△100
配置について勘案した周辺の地域の土地利用の状況等との関係	<p>当工場の北側に小学校があるため、その方向に樹木を中心に配置し、その他緑地についても工場周辺部に配置するようにした。 また、テニスコートについては、病院と隣接した工場西側に配置してある。</p>		

特に、当該工場周辺にある住宅、学校、病院などの施設の設置状況との関係を簡単に記載すること。

《注》法第 8 条第 1 項（変更）の届出で、前回届出時から内容に変更がない場合は、この様式の提出は要しない。

事業概要説明書

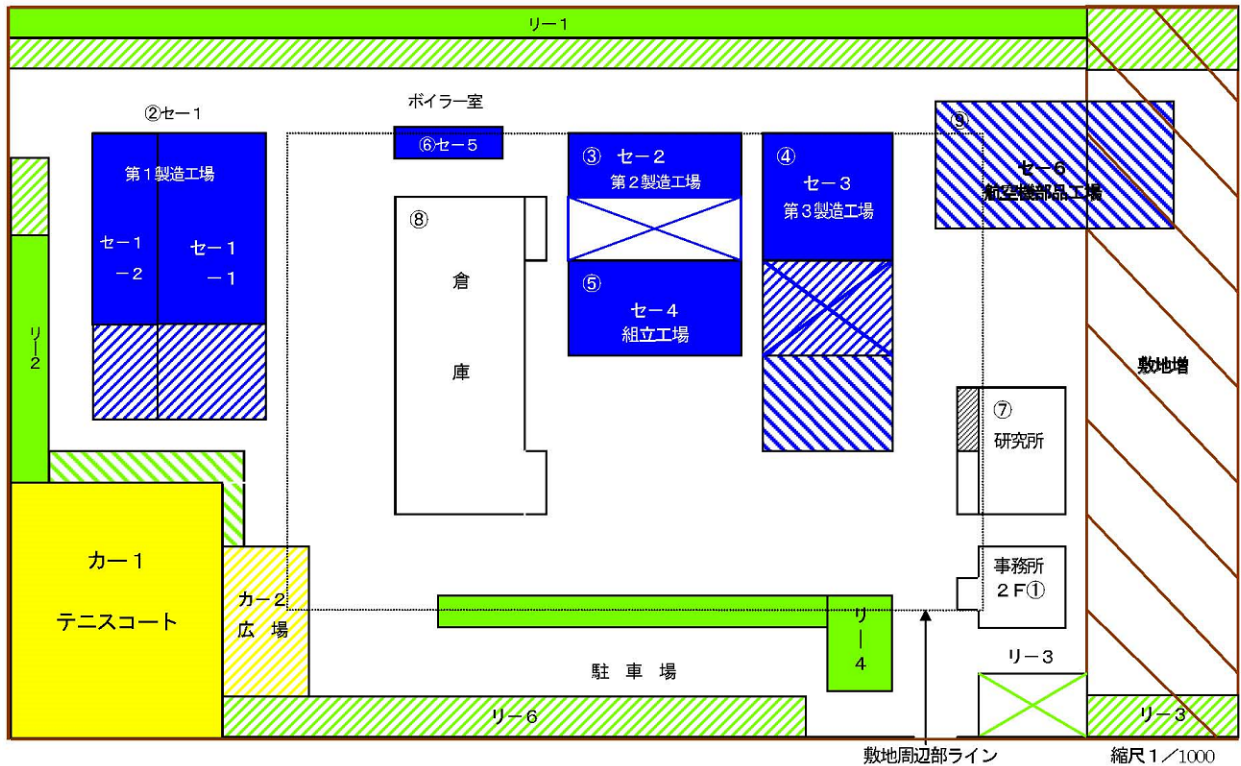
届出に係る生産施設の稼働開始する予定日を記載すること。

1	生産開始の日							平成 18 年 7 月 10 日							
2	主要製品別生産能力及び生産数量														
	製 品 名		生 産 能 力					生 産 数 量							
	燃料コック		10,000,000 個/月 (+300,000 個/月)					950,000 個/月 (+270,000 個/月)							
航空機胴体部品		20,000 個/月 (+20,000 個/月)					15,000 個/月 (+15,000 個/月)								
3	水源別工業用水使用量 計 400(+100) (単位：トン/日)														
	上水道	工業用水道	河川表流水	井戸水	その他	回収水	海水								
		400(+200)				0(△100)									
4	電力の使用量 計 7,000(+2,000) (単位：KWH/日)														
	買電による電力使用量							自家発電による電力使用量							
	7,000(+2,000)														
5	従業員数 計 350 (単位：人)														
	職員		男 10	工員		男 100	計		男 110						
			女 40			女 200			女 240						

別会社の従業員、パート等でも工場内で日常的に働いている人は含めること。

生産能力を 300,000 個/月増加し、既存能力と合わせて 1,000,000 個/月にする場合。
※生産能力(フル稼働時)及び生産数量は、各々の業種に応じて通常用いる単位で記載すること。

様式例第2 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図



4

凡例

施設の名称	色彩	増設	廃止	既存
生産施設	青			
緑地	緑			
緑地以外の環境施設	黄			
敷地境界線 (線で囲む)	茶			

① 図面には縮尺並びに方位を示す記号を記載する。図面の縮尺は、原則として敷地面積が1ha未満の工場等にあつては500分の1ないし1000分の1、1ha以上5ha未満の工場等にあつては1000分の1ないし2000分の1、5ha以上の工場等にあつては2000分の1程度とする。

② 変更の届出の場合は、変更前と変更後の状態が比較対照できるように、斜線などで明示する。

③ 各建築物の建築面積一覧表を添付する。(若しくは図面の余白に記載する。)

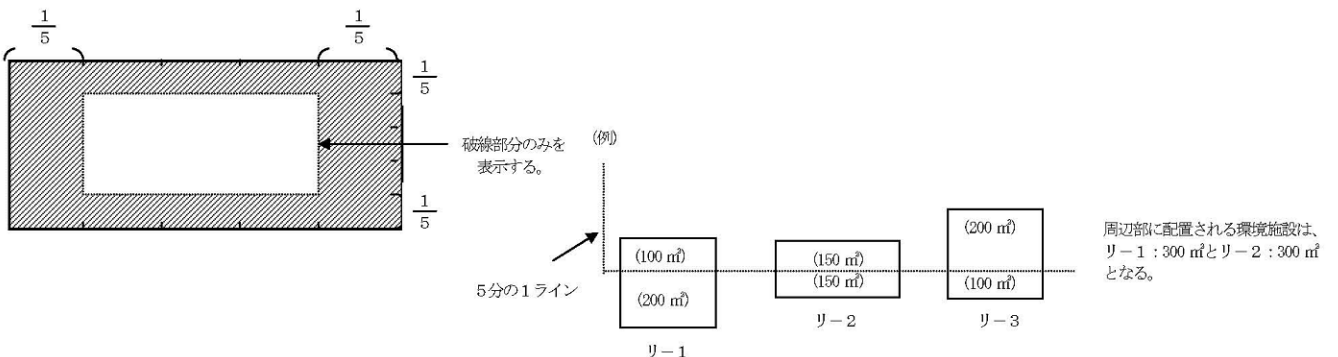
④ 環境施設のうち屋内運動施設又は教養文化施設がある場合は、当該施設の利用規程及びその周知方法を記載した書類を添付する。

⑤ 敷地の周辺部(敷地の境界線から対面する境界線までの距離の5分の1の距離だけ内側に入った点を結んだ線との間に形成される部分)を破線で表示する。

一つの環境施設が敷地周辺部とそれ以外の部分にまたがる場合は、5分の1ラインの内外に概ね区分し、50%以上周辺部にあるときは、その環境施設は周辺部に配置されたものとして取り扱う。

凡例

敷地周辺部 (部分)



《注》法第8条第1項(変更)の届出で、前回届出時から都市計画法に基づく用途指定の変更等の大幅な変更がない場合は、特定工場用地利用状況説明図及び特定工場の位置を示す図面の添付を省略して差し支えない。

特定工場用地利用状況説明書

自己所有地には、現在所有している土地及び将来自己の所有となることが確実な土地を含む。

特定工場敷地面積	変更前	25,000㎡	うち自己所有地	変更前	25,000㎡
	変更後	29,000㎡		変更後	27,000㎡
都市計画法上の区域区分 (※右記の該当項目を○で囲んで下さい。)	①工業専用地域 ②工業地域 ③準工業地域 ④住宅系地域 ⑤商業系地域 ⑥市街化調整区域 ⑦未線引都市計画区域 ⑧都市計画区域外 ⑨都市計画なし				
特定工場用地利用状況説明図 略(当該説明図として都市計画図の併用も可)			特定工場の用に供する土地の説明 1. 土地の取得経緯 昭和30年6月 ○○から取得 田 10,000㎡ 畑 3,000㎡ 山林 12,000㎡ 昭和30年10月 農地転用許可 ○年○月 ○○から2,000㎡取得予定 ○年○月 ○○から2,000㎡借用予定 ○年○月 農地転用許可予定 2. 土地周辺の状況 東側 住宅地 西側 病院 南側 他社工場 北側 農地、学校 3. 周辺地域との関係 略 4. 当該届出による変更後の (1) 建ぺい率 27.6% (2) 生産施設面積率 21.0% (3) 緑地面積率 15.2% (4) 緑地以外の環境施設面積率 5.2% 5. 将来計画 将来的には、航空産業の工場として整備する。 6. 変更の目的 第1工場等の増強を図るとともに、新たに航空機胴体部品の生産を開始する。		

当該工場の周辺2km程度の範囲内で海面、河川、湖沼、埋立地、山林・農用地、学校・公園等の用地、住宅地、工業用地等の土地利用状況を明示すること。別紙としても差し支えない。

工業用地が農地の場合には、その転用許可の有無、予定を記載すること。なお、県条例等で開発行為の許可又は届出等が必要な場合は、その予定時期などについて記載すること。

今回の届出で変更がない場合は、記載を省略して差し支えない。

土地利用の現状と工場周辺との関係を記載すること。特に周辺地域の住民に対する関係を記載すること。(例)日曜、祭日には野球場、テニスコートを周辺地域の住民に開放し、地域社会との融和に努めている。

新設の届出にあつては、「変更」を「新設」に読み替える。

縮尺 1/

様式例第 4

特定工場の新設等のための工事の日程

年月 工事の種類		工 事 の 日 程									
		18年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
造成（埋立）工事											
敷地増		3/20	4/30								
生産施設の設置工事											
施設の名称	施設番号										
第1製造工場	セー1	3/20			6/30	7/10					
第2製造工場	セー2		4/1	5/31	一部撤去						
第3製造工場	セー3		4/1	5/1			8/30	9/5			
航空機部品工場	セー6				6/1			9/30	10/10		
環境施設・緑地の設置工事											
施設の名称	施設番号										
樹林地	リー1	3/20			6/30						
高低木混植地	リー2		4/1	4/30							
低木地	リー3	3/20	撤去	5/1	移設						
花壇	リー5	3/20			4/10						
芝生地	リー6	3/20			6/9						
広場	カー2		4/1	4/30							
その他の主要施設の設置工事											
事務所				5/1		7/31					
倉庫					6/1					11/30	

生産施設の生産開始日までに完了するようにすること。

《注》法第8条第1項(変更)の届出で、今回建築面積の変更がない場合は、この様式の提出は要しない。

特定工場における建築面積一覧表

施設毎に小数点以下を切り捨てること。

番号	建築物の名称	施設番号	建築面積(m ²)		建築延面積(m ²)	
			変更前	変更後	変更前	変更後
①	事務所		300	変更なし	500	変更なし
②	第1製造工場	セー1	1,000	1,500	1,500	2,000
③	第2製造工場	セー2	1,000	500	1,000	500
④	第3製造工場	セー3	1,000	1,500	1,000	2,500
⑤	組立工場	セー4	1,000	変更なし	1,000	変更なし
⑥	ボイラー室	セー5	100	変更なし	100	変更なし
⑦	研究所		900	変更なし	900	変更なし
⑧	倉庫		1,500	変更なし	3,000	変更なし
⑨	航空機部品工場	セー6	0	1,500	0	1,500
合 計			6,800	8,800	9,000	12,000

今回の届出で変更がない場合、記載を省略して差し支えない。

変更がなく、記載を省略した場合も、合計欄には含めること。

特定工場新設届出書の概要

新設用

工場名	〇〇株式会社△△工場				都市計画法上の用途地域
細分類番号	(P1)	(P2)	(P3)	(P4)	
Po	3113				工業地域
γ	4,100				
α	0.65				
	—				
項目	面積(m ²)		面積率(%)		
敷地面積	25,000				
生産施設面積	4,100		16.4 ※面積率は小数点第2位以下を切り上げ		
緑地面積	5,800		23.2 ※面積率は小数点第2位以下を切り捨て		
うち、様式第1備考2で区別することとされた緑地	1,000		17.3 (緑地面積に対する面積率) ※面積率は小数点第2位以下を切り上げ		
環境施設面積	8,800		35.2 ※面積率は小数点第2位以下を切り捨て		
敷地周辺部の環境施設	7,800		32.2 ※面積率は小数点第2位以下を切り捨て		

特定工場変更届出書の概要

変更用

既存工場(昭和49年6月28日に設置されている工場等又は新設工事中の工場等)の場合のみ記載してください。

工場名	〇〇株式会社△△工場			
	(P1)	(P2)	(P3)	(P4)
細分類番号	3113	3149		
Po	3,600	—		
γ	0.65	0.65		
α	1.2	—		
項目	変更前(m ²)	変更後(m ²)	増減(m ²)	
敷地面積	25,000	29,000	増加4,000	
生産施設面積 (面積率) ※面積率は小数点第2位以下を切り上げ	4,100 (16.4%)	6,100 (21.1%)	増加3,000 減少1,000 合計2,000 最大増設可能面積 16,350	
緑地面積 (面積率) ※面積率は小数点第2位以下を切り捨て	2,300 (9.2%)	4,400 (15.1%)	増加2,200 減少100 合計2,100 必要面積573	
うち、様式第1備考2で区別することとされた緑地 (緑地面積に対する面積率) ※面積率は小数点第2位以下を切り上げ	—	500 (11.4%)	増加500 最大算入可能面積 1,100	
環境施設面積 (面積率) ※面積率は小数点第2位以下を切り捨て	3,300 (13.2%)	5,900 (20.3%)	増加2,700 減少100 合計2,600 必要面積725	
敷地周辺部の環境施設 (面積率) ※面積率は小数点第2位以下を切り捨て	3,250 (13.0%)	5,800 (20.0%)	増加2,650 減少100 合計2,550	

項目	業種	生産施設面積		緑地面積		環境施設面積	
		当該 変更面積	変更後 面積	追加G _o	次回G _o	追加E _o	次回E _o
前回届出内容 (変更前の内容)	P1	/	4,100	/	/	/	/
	P2	/	—	/	2,300	/	2,800
	P3	/	—	/	/	/	/
	P4	/	—	/	/	/	/
今回届出内容	P1	△1,000 +1,500	4,600	/	/	/	/
	P2	+1,500	1,500	1,627	3,827	1,975	4,675
	P3	—	—	/	/	/	/
	P4	—	—	/	/	/	/
計算式				左辺=3,000 右辺=0.65 × (29,000 - $\frac{3,600}{0.65 \times 1.2}$) - (4,100 - 3,600 - 1,000) =16,350 左辺<右辺 準則に適合する。			
$P \cong \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1$ $\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \cong S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{di}}{\gamma_i \alpha_i}$							
計算式				左辺=2,200 右辺= $\frac{3,000}{0.65} \times (0.2 - \frac{2,300-100}{29,000})$ =572.94 ≒ 573 左辺>右辺 準則に適合する。 追加 G _o =2,200-573=1,627 次回 G _o =(2,300-100)+1,627=3,827			
$G \cong \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right)$ $G \cong \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right)$							
計算式				左辺=2,700 右辺= $\frac{3,000}{0.65} \times (0.25 - \frac{2,800-100}{29,000})$ =724.13 ≒ 725 左辺>右辺 準則に適合する。 追加 E _o =2,700-725=1,975 次回 E _o =(2,800-100)+1,975=4,675			
$E \cong \frac{P}{\gamma} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right)$ $E \cong \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right)$							

【注】上記計算式は昭和49年6月28日に設置されている工場等又は新設工事中の工場等についてのみ適用されます。